

写

20 財固 第 22 号
平成 20 年 8 月 4 日

社団法人愛知県建築設計事務所協会名古屋支部長 様

名古屋市財政局主税部固定資産税課長

省エネ改修工事が行われた住宅の固定資産税の減額制度等について

平成 20 年度の税制改正によって、省エネ改修工事が行われた住宅の固定資産税が軽減される制度が創設されました。

この制度の適用にあたりましては、別添の平成 20 年 5 月 1 日付け国土交通省住宅局住宅生産課長・建築指導課長連名の日本建築士連合会会長及び日本建築士事務所協会連合会会長あて通知にしたがって証明書を発行していただきますが、本市におきましても発行における留意点等下記のとおり取りまとめましたのでお示しするとともに、貴団体会員の建築士に対しても取扱いにつき周知していただきますようお願いいたします。

記

1 証明書の発行

証明書の発行について、特に以下の点に御留意ください。

(1) 証明書の発行主体

証明書を発行できるのは、次のアからウまでの者とされています。

- ア 登録された建築士事務所に属する建築士
- イ 指定確認検査機関
- ウ 登録住宅性能評価機関

(2) 省エネ改修減額の適用対象となる住宅

平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅が対象となりますが、貸家として利用される住宅は省エネ改修減額の対象外となります。また、併用住宅については、居住部分の床面積が一棟全体の床面積の 2 分の 1 以上あることが必要です。

(3) 省エネ改修工事の費用の額

省エネ改修減額の適用を受けるためには、省エネ改修工事の費用の額が住戸1戸当たり30万円以上であることが必要とされています。ただし、省エネ改修工事と併せて行われた省エネ改修工事に直接関係のない工事の費用の額は、省エネ改修工事の費用の額に含まれません。

(4) 証明書発行に要すべき期間

省エネ改修減額の適用を受けるためには、省エネ改修工事が完了した日から3ヶ月以内に、その住宅が所在する区の区役所（支所管内に所在する場合は支所）に対して、証明書を添付して申告する必要があります。このため、証明書の発行にあたっては、この期間内に申請者が申告できるよう御配慮ください。

2 工事完了日が確認できる書類

上記1(4)のとおり省エネ改修工事が完了した日から3ヶ月以内の申告であることを確認するため、工事完了確認書や工程表等の省エネ改修工事の工事完了日が確認できる書類の写しを証明書とともに添付していただく必要があります。

したがって、申請者が上記工事完了日を確認できる書類をお持ちでない場合について、貴団体会員の建築士に工事完了日が確認できる書類を作成していただく場合がありますが、その作成の際には下記様式例を参考としてください。

<様式例>

名古屋市〇〇区△△町××丁目□□番地に所在する次の家屋に行われた地方税法附則第15条の9第9項又は第10項に規定する改修工事の完了日は、平成×年×月×日である。

居宅 ○造◇葺△階建 床面積□□㎡ 平成〇年△月×日建築

所属する建築士事務所

所在地：△△△△△△△

名称：〇〇〇〇〇〇〇

建築士

住所：◇◇◇◇◇◇◇

氏名：一級（二級・木造）建築士〇〇〇□□□ ㊦

登録番号：×××××××

3 新築住宅に対する都市計画税の減額の廃止について

本市独自の制度である新築住宅に対する都市計画税の減額制度を平成 21 年度から廃止することとなりました。

なお、全国一律の新築住宅に対する固定資産税の減額制度につきましては、平成 22 年 3 月 31 日までに新築された住宅について適用されます。また、平成 20 年 3 月 31 日までに新築された住宅につきましては、都市計画税の減額制度も引き続き適用されますのでよろしくお願ひします。

<参考資料>

- ① 参考 1 : 「平成 20 年国土交通省告示第 515 号」
(固定資産税の軽減の対象となる省エネ改修工事を定めたもの。なお、名古屋市は別表中「地域の区分」は「Ⅳ」となります。)
- ② 参考 2 : 「平成 20 年国土交通省告示第 516 号」
(証明書の様式を定めたもの)
- ③ 参考 3 : 「省エネ改修減額とバリアフリー改修減額・耐震改修減額との比較」

【お問い合わせ先】

名古屋市財政局主税部固定資産税課資産係

TEL : 972-2342

FAX : 972-4124

メールアドレス : a2342@zaisei.city.nagoya.lg.jp